

令和2年4月15日

お客さま各位

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う得意先係訪問活動の対応について

新型コロナウイルス感染が急速に蔓延する中、政府より4月7日に「緊急事態宣言」が7都府県に発出され、三重県におきましても、県民の皆様の命と健康を第一に考え、「感染拡大阻止緊急宣言」が発出されました。現在、当地域におきましては、感染者は発生しておりませんが、今後、当地域での感染が懸念されますので、当庫といたしましても、皆様の命と健康を第一に考え、令和2年4月20日より5月6日までの期間、下記のとおり涉外活動を一部自粛させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。尚、新型コロナウイルス関連融資につきましては、通常通り受付しておりますので、何なりとお申出ください。

#### 記

※令和2年4月20日（月）以降の訪問予定先のお客さまへ、電話連絡をさせていただき、ご承諾を得たお客さまへ訪問させていただきます。

※定期預金・定期積金満期処理につきましては、出来る限り5月6日以降の処理とさせていただきます。

※定期積金集金につきましても、出来る限り5月6日以降の集金とさせていただきます。

★但し、急を要する場合は、この限りではありませんので、担当者までご連絡をください。

以上

